



みんなで支え合う 国民健康保険

国民健康保険(国保)は、加入者の皆さんで支えあう相互扶助の制度です。国民健康保険税(国保税)の納付が困難な状況となった場合には、お早めにご相談ください。

国民健康保険税を 納めずにいると…

《督促・催告があります》

村から督促や催告を受けたら、未納額に延滞金が増算される場合があります。

《督促後も滞納が続いたとき》

有効期間の短い「短期被保険者証」が交付されます。

短期被保険者証とは、国保の滞納が1年未満の場合に

交付される有効期間の短い保険証です。給付は受けられませんが、期限切れごとに保険証の交付を窓口で受けることとなります。また、その都度国保税を納めていただきます。

《1年以上滞納が続いたとき》

保険証を返還していただき、代わりに「被保険者資格証明書」が交付されます。

被保険者資格証明書は、国保の被保険者の資格があることを証明するだけで、保険証のような効力はありません。しかし、資格が無くなるわけではないので国保税は課税されます。

なお、医療費はいったん全額自己負担でお支払いいただいた後、村に申請していただくことにより、本来の自己負担分を差し引いた額が国保から支給されます。

※申請から支給まで3カ月程度かかります。

◇資格証明書から通常の保険証に戻るためには…

次のいずれかの要件に該当すると、資格証明書から通常の保険証に戻ります。

①滞納している国保税をすべて納めた場合

②滞納額が著しく減少した場合
③滞納の事情が国保に認められた場合

《1年6カ月以上滞納したら》

高額療養費、葬祭費等を含めたすべての保険給付が一時、差し止められます。また、差し止められた保険給付額が滞納している国保税に充てられ、財産の差押えを受ける場合があります。

70歳から74歳の方の 医療機関での窓口負担

これまで70歳から74歳の方で「現役並み所得者」以外の方の医療機関での窓口負担の割合は1割でしたが、平成26年4月から、新たに70歳になられる方で所得区分が「現役並み所得者」以外の方は、医療機関での窓口負担が2割となりました。ただし、すでに70歳になつていらっしゃる方の窓口負担は1割に据え置かれています。

※「現役並み所得者」とは、同一世帯に住民課税所得が145万円以上の70歳以上の国保被保険者が1人以上いる場合をいいます。

国民健康保険および後期高齢者医療制度の加入者の皆様へ

人間ドック・脳ドックの受診費用の一部を助成しています

美浦村では、国民健康保険(国保)および後期高齢者医療制度(長寿医療制度)に加入されている皆さんの「疾病の早期発見・予防」のために、人間ドックと脳ドックの受診費用の一部を助成しています。(助成額:人間ドック…20,000円、脳ドック…30,000円)

▶**対象者** 満40歳以上の国保加入者のうち国民健康保険税に未納がない世帯の方、もしくは後期高齢者医療制度加入者のうち後期高齢者医療保険料に未納がない方。ただし、妊娠中の方は除きます。

※現在医師の治療を受けている方は、医師に相談のうえ、お申し込みください。

▶**申込方法** 被保険者証・印鑑等をお持ちのうえ、役場国保年金課窓口へ直接お申し込みください(電話での申込はできません)。

▶**利用できる健診機関** 霞ヶ浦成人病研究事業団健診センター、土浦協同病院農村健康管理センター、つくば総合健診センター、牛久愛和総合病院総合健診センター、龍ヶ崎済生会総合健診センター、つくばセントラル病院健診センター

▶**受付期間** 平成27年3月31日(火)まで(土・日曜日、祝日は除く) ※定員を超えると助成が受けられない場合がありますので、お早めにお申し込みください。

▶**受診可能期間** 平成27年3月31日(火)まで

◇**問合せ** 役場国保年金課 ☎885-0340内線116・117